

手術動画提供事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく

行政上の対応について

令和4年11月2日

個人情報保護委員会

1 行政上の対応に至る経緯

個人情報保護委員会は、今般、複数の医療機関において、眼科手術の際に術野（患者の身体の一部を含む。）を記録した手術動画（以下「手術動画」という。）をスタージャパン合同会社（医療機器メーカー）に対して提供していた事案（以下「本件事案」という。）を端緒に、同社及び全国60の医療機関に対し、手術動画の管理・取扱い状況について報告を求めた。

当委員会は、上記の報告の結果を踏まえ、令和4年11月2日、個人情報を適切に取り扱っていなかった複数の個人情報取扱事業者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第144条に基づく指導を行うとともに、医療機関における個人情報の適切な取扱いに関して、注意喚起を行った。

上記報告結果の概要、各事業者に行った指導及び注意喚起の内容は、以下のとおりである。

2 報告結果の概要

- (1) スタージャパン合同会社においては、複数の医療機関の従業者等と契約を結び、手術動画を取得していた。同社は、本来、自社が受領する手術動画については個人を特定できる情報を含まない状態での取扱いを想定していたが、実際には、同社内における同取扱いに関する周知に不備があったため、一部の医療機関から取得した手術動画に、患者本人の氏名等が記録されていた。
- (2) 手術動画の提供元である医療機関においては、手術動画を個人データとして管理している医療機関と、データベース化せず単なる個人情報として管理している医療機関が存在し、個人データとして管理していた医療機関の一部においては、手術動画を第三者提供する際に、患者本人の同意を取得していなかった。また、各医療機関の従業者である医師が、個人データの保有主体である医療機関に無断で、スタージャパン合同会社に対して手術動画を提供していたなど、当事業者内で、適切な安全管理措置が講じられていたとはいえない事態も判明した。

- (3) また、当委員会が報告を求めた全国 60 の医療機関の一部において、報告期限を超過する事態が認められた。

3 指導の内容

- (1) 上記により判明した問題点を受け、スタージャパン合同会社に対しては、以下の指導を行った。
- ① 今後、個人情報を取得する場合には、適切に利用目的を特定し、併せて本人への通知又は公表を行うこと
 - ② 他者とデータのやり取りを行う場合には、データ内の個人情報の有無なども含めてしきるべく検討のうえ、法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）等の規律を遵守した適切な制度設計を行うとともに、確実に運用すること
- (2) また、手術動画を個人データとして管理していた医療機関の一部（7 機関）に対しては、以下の指導を行った。
- ① 今後、個人データを第三者に提供する際には、適切に本人の同意を取得すること
 - ② ①の同意が適切に取得できるよう、規律及び体制の整備を行うこと
 - ③ 今後、保有する個人データについて、従業者が無断で第三者提供を行わないよう、適切な安全管理措置を講ずるとともに、従業者の監督を行う体制の整備及び従業者教育を行うこと
- (3) 報告期限を超過した医療機関（4 機関）に対しては、以下の指導を行った。
- ① 今後、法第 143 条第 1 項に基づく報告等の求めについて、期日までに必要な調査、資料の収集などをを行い、適切に報告すること
 - ② ①の報告が適切に実施できるよう、その体制を整えること

4 個人情報の取扱いに関する注意喚起の内容

個人情報取扱事業者である医療機関において取り扱う個人情報につき、その取扱い上の注意点を取りまとめ、各医療機関において、あらためてその管理体制等に関する留意を促すべく、別添のとおり、注意喚起を行った。

※ 別添「医療機関における個人情報の取扱い」に関する注意喚起

以上